資金繰りに困っている ※主な給付金関係は「3 給付金関係」を参照ください		
制度・窓口等名称	担当	
事業者向け共同相談窓口 *福岡商工会議所内	【福岡労働局・福岡市・福岡商工会議所などで設置】	
福岡市商工金融資金制度	【福岡市】福岡市中小企業サポートセンター(経済観光文化局 経営支援課) 092-441-2171 〇次の申請は、原則郵送申請のみ(事前にオンライン受付が必要) 一部金融機関での代理申請も開始 ・セーフティネット保証 4号の認定申請 ・危機関連保証の認定申請 〇次の申請は、窓口(福岡商工会議所内)で申請受付(郵送申請なし) ・セーフティネット保証 5号の認定申請 ・セーフティネット保証 5号の認定申請 ・セーフティネット保証 4号・危機関連保証の運用緩和(業歴1年1か月 未満、店舗拡大等)の認定申請	
資金繰り支援(特定の既往債務を実質無利子融資に 借換等)	【経済産業省】中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183	
実質無利子・無担保融資制度(コロナの影響で売り 上げが減少している事業者)	日本政策金融公庫 0120-154-505 商工中金 0120-542-711	
雇用調整助成金(従業員への休業手当に要した費用 を助成)	【厚生労働省】福岡労働局 福岡助成金センター 092-411-4701	
小学校休業等対応助成金(子どもの世話のために従業員を休業させた事業主、休業した個人事業者等向け) 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	【厚生労働省】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999	

賃料、水道料金等の支払いに困っている	
制度・窓口等名称	担当
休業・時短要請協力店舗等への賃料支援 *「3 給付金関係」を参照	【福岡市】店舗への賃料支援お問い合せダイヤル 092-401-0019
水道料金・下水道使用料の支払延長	【福岡市】 水道局から請求書が届いているお客さま 水道局 各営業所 道路下水道局から請求書が届いているお客さま 道路下水道局 下水道料金課 092-711-4507
法人市民税の申告期限等の延長事業所税の申告期限等の延長	【福岡市】 法人市民税:財政局 法人税務課 092-711-4194 事業所税 :財政局 資産課税課 092-711-4195